

新ひだか町福祉人材育成支援事業実施要綱

平成24年3月30日要綱第15号

改正 平成25年2月26日要綱第5号

改正 平成25年9月1日要綱第21号

改正 令和2年2月7日要綱第8号

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修等を受講し修了した者又は介護福祉士等の試験に合格し当該資格を取得した者に対し、その受講料、登録料等の一部を助成することにより、高齢者の介護等に従事する人材の確保及び介護職員等の資質の向上を図り、もって高齢者が安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者で、町内に住所を有するものとする。ただし、対象者及びその同一世帯員に住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「町税等」という。）に滞納がある者及び学生等で居住実態がない者を除く。

- (1) 都道府県、都道府県が指定した法人等が開催する介護職員初任者研修、実務者研修（以下「介護職員研修」という。）の受講者
- (2) 介護福祉士、社会福祉士又は介護支援専門員（以下「介護福祉士等」という。）の資格の取得者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、助成対象経費から介護福祉士等の資格の取得に係る国、道その他の団体による助成金等（以下「その他助成金等」という。）を控除した額の2分の1とし、4万円を限度とする。ただし、介護職員研修については、5万円を限度とする。

2 前項の助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項のその他助成金等が、助成金の算出上、対象経費から他の制度による助成金を控除する旨を要綱等で規定している場合においては、当該要綱等に従うものとする。

(申請等)

第5条 助成を受けようとする対象者は、新ひだか町福祉人材育成支援事業助成金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、第2条第1号に定める者にあつては介護職員研修を修了した日の翌日から、同条第2号に定める者にあつては介護福祉士等の資格登録日の翌日からそれぞれ起算して3箇月以内とする。

3 町長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、新ひだか町福祉人材育成支援事業助成金交付(決定・却下)通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 町長は、前条第3項により助成金の交付決定をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、申請者が虚偽の申請をし、又は不正に助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱に基づく助成金の交付は、要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施した介護職員研修の受講及び施行日以後に実施した介護福祉士等の試験に合格した場合における当該資格の取得について適用する。ただし、施

行日以前に介護福祉士養成施設等で実施された介護技術講習を受講した場合において、施行日以後に実施した介護福祉士の試験に合格し当該資格を取得したときは、当該介護技術講習の受講についても適用するものとする。

附 則（平成25年2月26日要綱第5号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新ひだか町福祉人材育成支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった助成金について適用し、同日前に申請のあった助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月1日要綱第21号）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日要綱第8号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	介護職員初任者研修	実務者研修	介護福祉士	社会福祉士	介護支援専門員
研修受講料 （注1）	○	○	○ （注2）		○
受験手数料 （注1）			○	○	○
登録免許税			○	○	
登録手数料			○	○	○

注1）研修受講料又は受験手数料にテキスト代、旅費、振替に要する費用又は厚生労働省令で定める介護職員研修課程以外の研修受講費用が含まれる場合は、それらを除いた経費

注2）介護福祉士試験の実技試験免除の対象となる介護技術講習受講料又は実務者研修単独で当該助成を受けていない場合の実務者研修の受講料を助成対象経費とする

別表第2（第5条関係）

	介護職員初任者研修	実務者研修	介護福祉士	社会福祉士	介護支援専門員
受講料又は研修費用領収書の写し	○	○	○	○	○
修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し	○	○	○ (注1)		
介護福祉士登録証の写し			○		
社会福祉士登録証の写し				○	
介護支援専門員証の写し					○
研修要項等（費用内訳がわかるもの）	○	○	○ (注1)		
町内に居住していることを証明する書類の写し（免許証等）	○	○	○	○	○
助成金振込希望口座通帳の写し	○	○	○	○	○
同意書（別記様式第1号添付書類）	○	○	○	○	○
その他助成金等を利用していることを証明する書類	○ (注2)	○ (注2)	○ (注2)	○ (注2)	○ (注2)

注1）介護福祉士試験の実技試験免除の対象となる介護技術講習を受講した者、実務者研修単独で当該助成を受けていない者又はその両方である者は提出が必要

注2）その他助成金等を利用している場合のみ提出が必要

別記様式第1号（第5条関係）

新ひだか町福祉人材育成支援事業助成金交付申請書

年 月 日

新ひだか町長 様

(申請者) 住 所

フリガナ 氏 名 ⑩

電話番号

生年月日 年 月 日生

私は、新ひだか町福祉人材育成支援事業による助成を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 所属先

名 称	
所 在 地	〒 電話
就職年月日	年 月 日 <small>※現在の事業所に勤務を始めた日を記載下さい。学生の方は空欄に現在の学年を記載下さい。</small>

2. 助成対象研修（資格）の種類

- ・介護職員初任者研修 ・実務者研修 ・介護福祉士 ・社会福祉士
- ・介護支援専門員

3. 助成対象経費

研 修 受 講 料	円
受 験 手 数 料	円
登 録 免 許 税	円
登 録 手 数 料	円
計	円

4. 国、道その他の団体による助成金等の有無 有（助成金額 円）・無

5. 助成申請額（助成対象経費から国、道その他の団体による助成金等を控除した額の1/2、限度額40,000円。ただし、介護職員初任者研修及び実務者研修については限度額50,000円）

円（100円未満切捨て）

口座振込先	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所	預金種目	口座番号
	フリガナ 口座名義人		1 普通 2 当座	

同意書

新ひだか町福祉人材育成支援事業助成金交付申請にあたり、私及び同一世帯員に係る町税等の納付状況を確認するため、必要な納税資料等の公簿について、貴職が、閲覧及び調査することに同意します。また、貴職が本事業の評価のために実施するアンケートに協力することに同意します。

年 月 日

新ひだか町長 様

申請者

住 所 新ひだか町
氏 名 _____ (印)
生年月日 _____ 年 月 日
電話番号 _____ ()

同一世帯員

氏 名 _____ (印)
続柄 () _____
生年月日 _____ 年 月 日
氏 名 _____ (印)
続柄 () _____
生年月日 _____ 年 月 日
氏 名 _____ (印)
続柄 () _____
生年月日 _____ 年 月 日

別記様式第2号（第5条関係）

新ひだか町福祉人材育成支援事業助成金交付（決定・却下）通知書

年 月 日

様

新ひだか町長

年 月 日付けで申請のあった新ひだか町福祉人材育成支援事業助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定年月日	
対象研修（資格）	
申請額	
交付の可否	可 ・ 否
却下の理由	